

高度無線環境整備推進事業

【別紙2】

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者 令和7年度当初予算額

イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯） 情報通信インフラ整備加速化パッケージ

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

39.9億円の内数

〔 令和6年度当初予算額：78.0億円の内数
令和6年度補正予算額：26.2億円の内数 〕

（自治体の場合）

【離島】*

国（※1）（※3） 4／5	自治体 1／5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※2）（※3） 1／2	自治体 1／2
----------------------	------------

- （※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
- （※2）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1／3
- （※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4（離島）、
1／2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※1）（※4）（※5） 4／5	3セク・民間 1／5
----------------------	---------------

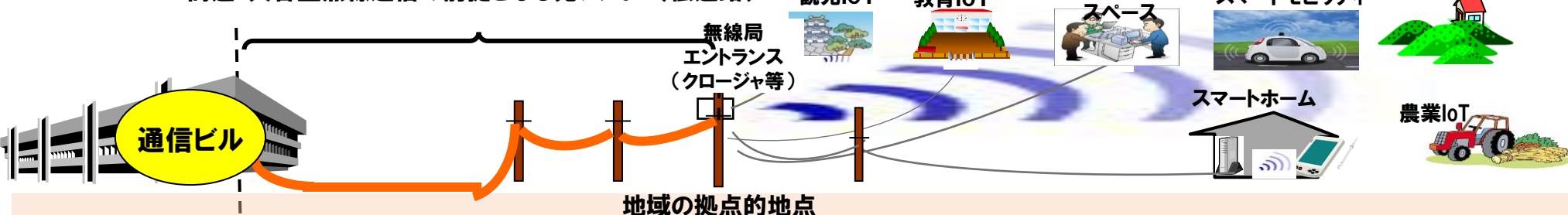
【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6） 3／4	3セク・民間 1／4
------------------	---------------

- （※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4
- （※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、
2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）
- （※6）高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。
- 地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合があります。